

議 案 目 次

- 第 5 5 号議案 教育委員会の教育長の任命について
- 第 5 6 号議案 令和 6 年度長崎市一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 7 号議案 令和 6 年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 8 号議案 令和 6 年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 9 号議案 令和 6 年 3 月 3 1 日以前に給与事由の生じた退隠料等の年額の改定に関する条例
- 第 6 0 号議案 長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 第 6 1 号議案 長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例及び長崎市債権管理条例の一部を改正する条例
- 第 6 2 号議案 長崎市民会館条例の一部を改正する条例
- 第 6 3 号議案 長崎県後期高齢者医療広域連合の規約の変更に関する協議について
- 第 6 4 号議案 訴えの提起について
- 第 6 5 号議案 財産の取得について
- 第 6 6 号議案 財産の取得について
- 第 6 7 号議案 財産の取得について
- 第 6 8 号議案 財産の取得について
- 第 6 9 号議案 財産の取得について
- 第 7 0 号議案 財産の取得について
- 第 7 1 号議案 財産の無償貸付けについて

- 第 7 2 号議案 市道路線の認定及び廃止について
- 第 7 3 号議案 あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について
- 第 7 4 号議案 工事の請負契約の一部変更について
- 第 7 5 号議案 (仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業に係る
契約の一部変更について
- 第 4 号報告 令和 5 年度長崎市一般会計継続費繰越計算書
- 第 5 号報告 令和 5 年度長崎市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第 6 号報告 令和 5 年度長崎市土地取得特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第 7 号報告 令和 5 年度長崎市水道事業会計継続費繰越計算書
- 第 8 号報告 令和 5 年度長崎市水道事業会計予算繰越計算書
- 第 9 号報告 令和 5 年度長崎市下水道事業会計継続費繰越計算書
- 第 1 0 号報告 令和 5 年度長崎市下水道事業会計予算繰越計算書
- 第 1 1 号報告 専決処分について
- 第 1 2 号報告 専決処分について
- 第 1 3 号報告 専決処分について
- 第 1 4 号報告 専決処分について
- 第 1 5 号報告 専決処分について
- 第 1 6 号報告 専決処分について
- 第 1 7 号報告 専決処分の報告について
- 第 1 8 号報告 専決処分の報告について
- 第 1 9 号報告 専決処分の報告について

(備考)

第 5 5 号議案 発送遅延

第 5 6 号議案から第 5 8 号議案まで及び第 4 号報告から第 1 0 号報告ま

で 別冊

第 5 9 号議案

令和 6 年 3 月 3 1 日以前に給与事由の生じた退隠料等の年額の改定
に関する条例

(退隠料等の年額の改定)

第 1 条 昭和 3 7 年 1 1 月 3 0 日以前に退職し、若しくは死亡した職員又はこれらの者の遺族に給する退隠料、退職年金、扶助料又は遺族年金（以下「退隠料等」という。）については、令和 6 年 4 月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、旧長崎市給与金条例（大正 1 4 年長崎市条例第 3 号）又は長崎市職員退職年金条例（昭和 3 1 年長崎市条例第 3 号。以下「条例」という。）の規定によって算出して得た年額に改定する。

(退隠料等の年額の改定の場合の端数計算)

第 2 条 前条の規定により退隠料等の年額の改定をする場合において、当該規定により算出して得た退隠料等の年額に、5 0 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数があるときはこれを 1 0 0 円に切り上げた額をもって改定後の退隠料等の年額とする。

(退隠料等の年額の特例)

第 3 条 条例附則第 1 2 条の規定にかかわらず、退隠料等で次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分に該当するものの令和 6 年 4 月分以降の年額がそれぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、同欄に掲げる額をもってその年額とする。

退 隠 料 等	退隠料等の基礎在職年に算入 されている実在職年の年数	金 額
65歳以上の者に給する 退隠料又は退職年金	退隠料又は退職年金について の最短年金年限以上	円 1,163,300
扶助料又は遺族年金	同 上	813,400

(扶助料又は遺族年金の年額に係る加算の特例)

第4条 扶助料又は遺族年金を受ける者が妻であって、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その扶助料又は遺族年金の年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。

(1) 扶養遺族である子（遺族年金を受ける妻によって生計を維持し、又はこれと生計を共にする職員の子であって、18歳未満のもの、18歳以上20歳未満の重度障害のもの又は20歳以上の重度障害のもので生活資料を得るみちのないもののうち、遺族年金を受ける要件を備えているものをいう。）が2人以上ある場合 273,900円

(2) 扶養遺族である子（前号に規定する子に限る。）が1人ある場合
156,400円

(3) 60歳以上である場合（前2号に該当する場合を除く。） 156,000円

2 前項の規定は、その妻が職員又は職員であった者の死亡に係る次の各号に掲げるものの支給を受けている間は、適用しないものとする。

(1) 恩給法（大正12年法律第48号）の規定による扶助料

(2) 都道府県の退職年金条例の規定による遺族年金

(3) 他市の退職年金条例の規定による遺族年金（昭和37年12月1日

の直前に当該市の退職年金条例の適用を受けていた職員に係る当該退職年金条例の規定による遺族年金に限る。)

第5条 扶助料又は遺族年金を受ける妻で、前条第1項各号のいずれかに該当するものが、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第2条第2項の規定によりその効力を有するものとされた同条第1項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和36年法律第181号）第3条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であって恩給法等の一部を改正する法律附則第14条の2第1項の年金たる給付等を定める政令（昭和55年政令第276号）第1条各号に定めるもの（その全額を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、前条第1項の規定による加算は行わない。ただし、扶助料又は遺族年金の年額が82万円に満たないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該扶助料又は遺族年金の年額に前条第1項の規定による加算額を加えた額が82万円を超えるときにおける当該加算額は、82万円から当該扶助料又は遺族年金の年額を控除した額とする。

（職権改定）

第6条 この条例の規定による退隠料等の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第1条関係）

年額の計算の基礎となっている 給料年額	仮定給料年額	年額の計算の基礎となっている 給料年額	仮定給料年額
円 1,703,100	円 1,749,100	円 2,938,000	円 3,017,300
1,759,800	1,807,300	3,012,900	3,094,200
1,817,200	1,866,300	3,090,900	3,174,400
1,888,700	1,939,700	3,241,400	3,328,900
1,933,900	1,986,100	3,393,000	3,484,600
1,992,000	2,045,800	3,432,600	3,525,300
2,048,700	2,104,000	3,557,900	3,654,000
2,161,000	2,219,300	3,735,700	3,836,600
2,191,200	2,250,400	3,911,900	4,017,500
2,277,800	2,339,300	4,020,600	4,129,200
2,392,800	2,457,400	4,126,700	4,238,100
2,520,000	2,588,000	4,342,000	4,459,200
2,584,900	2,654,700	4,552,800	4,675,700
2,646,800	2,718,300	4,594,200	4,718,200
2,735,200	2,809,100	4,758,000	4,886,500
2,787,300	2,862,600		

令和6年6月13日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第14条の2第1項の年金たる給付等を定める政令の一部が改正され、文官等の普通恩給及び扶助料の年額、最低保障の年額並びに寡婦加算の額が引き上げられたことに伴い、本市においても同様の措置を講じたいので、この条例案を提出する。

第 6 0 号議案

長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

(長崎市税条例の一部改正)

第 1 条 長崎市税条例（昭和 2 5 年長崎市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条の 8 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 9 号中「第 7 8 条第 3 項」を「第 7 8 条第 2 項第 4 号」に、「特定公益信託」を「公益信託」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に、「又は長崎県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う同項に規定する」を「の認可を受けた」に改める。

第 3 0 条第 1 項第 7 号中「を除く」を「の」に改め、同条第 2 項ただし書中「前項第 1 号」を「市長が、同項第 1 号」に、「減免を」を「市民税の減免を」に改め、「市長が」を削り、「場合」の次に「又は市民税の減免を受けようとする者が同項第 7 号に該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合」を加える。

第 3 3 条の 2 中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

第 4 5 条第 1 項第 4 号中「を除く」を「の」に改め、同条第 2 項ただし書中「前項第 1 号」を「市長が、同項第 1 号」に、「減免を」を「固定資産税の減免を」に改め、「市長が」を削り、「場合」の次に「又は固定資産税の減免を受けようとする者が所有する固定資産が同項第 3 号に該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合」を加える。

第 6 1 条第 1 項第 5 号、第 1 0 4 条の 4 第 7 号及び第 1 0 4 条の 9 第 3 号中「を除く」を「の」に改める。

附則第 8 条の 2 中第 1 9 項を第 2 1 項とし、第 1 8 項を第 2 0 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

1 9 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 8 条の 2 中第 1 7 項を第 1 8 項とし、第 1 2 項から第 1 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 1 項の次に次の 1 項を加える。

1 2 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、1 4 分の 1 1 とする。

(長崎市都市計画税条例の一部改正)

第 2 条 長崎市都市計画税条例（昭和 3 2 年長崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 2 3 項を第 2 4 項とし、第 2 2 項を第 2 3 項とする。

附則第 2 1 項の前の見出しを削り、同項を附則第 2 2 項とし、同項の前に見出しとして「（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例に関する経過措置）」を付し、附則中第 2 0 項を第 2 1 項とし、第 1 6 項から第 1 9 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 1 5 項の前の見出しを削り、同項を附則第 1 6 項とし、同項の前に見出しとして「（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置）」を付し、附則中第 1 4 項を第 1 5 項とし、第 1 3 項を第 1 4 項とする。

附則第 1 2 項中「附則第 4 項及び第 6 項」を「附則第 5 項及び第 7 項」に、「附則第 4 項及び第 7 項」を「附則第 5 項及び第 8 項」に、「附則第 5 項、第 7 項及び第 8 項」を「附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」に、「附則第 7 項から第 9 項まで」を「附則第 8 項から第 1 0 項まで」に、「附則第 9 項」を「附則第 1 0 項」に、「附則第 1 0 項」を「附則第 1

1 項」に改め、同項を附則第 1 3 項とする。

附則第 1 1 項中「附則第 9 項」を「附則第 1 0 項」に改め、同項を附則第 1 2 項とする。

附則第 1 0 項の前の見出しを削り、同項を附則第 1 1 項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）」を付し、附則中第 9 項を第 1 0 項とする。

附則第 8 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 7 項とし、附則中第 5 項を第 6 項とする。

附則第 4 項の前の見出しを削り、同項を附則第 5 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付し、附則中第 3 項を第 4 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

（法附則第 1 5 条第 3 8 項の条例で定める割合）

3 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条の規定（長崎市税条例第 2 3 条の 8 第 1 項及び第 3 3 条の 2 の改正規定を除く。）、第 2 条の規定、附則第 3 項の規定及び附則第

4 項の規定 公布の日

(2) 第 1 条の規定（長崎市税条例第 3 3 条の 2 の改正規定に限る。）

令和 7 年 4 月 1 日

(3) 前 2 号に掲げる規定以外の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における第 1 条の規定による改正後の長崎市税条例（以下「新市税条例」という。）第 2 3 条の 8 第 1 項（第 9 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 7 8 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

3 別段の定めがあるものを除き、新市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

4 別段の定めがあるものを除き、第 2 条の規定による改正後の長崎市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

理 由

地方税法等の一部が改正され、次に掲げる措置が講じられたこと等に
伴い、本市においても同様の措置を講じたいのと、関係条文の整理をする必
要があるのと、災害に伴う市民税等の減免申請に係る手続を定めたいのと、
その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

- 1 新たな公益信託制度の創設に伴う個人の市民税の寄附金税額控除の見直し
- 2 一体型滞在快適性等向上事業に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置の見直し
- 3 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直し

第 6 1 号議案

長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例及び長崎市債権管理
条例の一部を改正する条例

(長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例の一部改正)

第 1 条 長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例(昭和 3 9 年長崎
市条例第 2 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 延滞金を徴収する場合において、その徴収した金額が当該延滞金の
額の計算の基礎となる債権の額に達するまでは、債務者との合意によ
り、その徴収した金額は、まず当該計算の基礎となる債権に充てるも
のとする。

(長崎市債権管理条例の一部改正)

第 2 条 長崎市債権管理条例(令和 3 年長崎市条例第 4 3 号)の一部を次
のように改正する。

第 6 条中第 3 項を第 4 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

- 3 遅延損害金を徴収する場合において、その徴収した金額が当該遅延
損害金の額の計算の基礎となる債権の額に達するまでは、債務者との
合意により、その徴収した金額は、まず当該計算の基礎となる債権に
充てるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市の債権の適正な管理を図るため、徴収する債権の充当に係る手続を定めたいので、この条例案を提出する。

第 6 2 号議案

長崎市民会館条例の一部を改正する条例

長崎市民会館条例（平成 2 7 年長崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 号の表第 1 会議室の項及び第 2 会議室の項を削り、同表第 3 会議室の項中「第 3 会議室」を「第 1 会議室」に改め、同表第 4 会議室の項中「第 4 会議室」を「第 2 会議室」に改め、同表第 5 会議室の項中「第 5 会議室」を「第 3 会議室」に改め、同表第 6 会議室の項中「第 6 会議室」を「第 4 会議室」に改め、同表第 7 会議室の項中「第 7 会議室」を「第 5 会議室」に改め、同表第 8 会議室の項中「第 8 会議室」を「第 6 会議室」に改め、同表第 9 会議室の項中「第 9 会議室」を「第 7 会議室」に改め、同表第 1 0 会議室の項中「第 1 0 会議室」を「第 8 会議室」に改める。

別表第 3 第 1 研修室の項を次のように改める。

第 1 研修室	3 時間 未満の 場合	円 1 時間 につき 265	4 時間 未満の 場合	円 1 時間 につき 264	3 時間 未満の 場合	円 1 時間 につき 352	円 1,854	円 2,116	円 2,912
	3 時間 の場合	796	4 時間 の場合	1,058	3 時間 の場合	1,058			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市民会館条例（以下「新条例」という。）別表第 3 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係

る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例別表第1第2号に規定する第1会議室から第8会議室まで及び別表第3に規定する第1研修室を利用させるために必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

令和6年6月13日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

不登校生徒の多様な教育機会を確保するための学びの場の整備に向け、文化ホールの第1会議室及び第2会議室を廃止するとともに同文化ホールの会議室の名称を変更したいのと、中央公民館の第1研修室の利用に係る時間毎の利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 6 3 号議案

長崎県後期高齢者医療広域連合の規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合の規約を別紙のとおり変更することについて、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、西彼杵郡長与町、同郡時津町、東彼杵郡東彼杵町、同郡川棚町、同郡波佐見町、北松浦郡小値賀町、同郡佐々町及び南松浦郡新上五島町と協議するものとする。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、長崎県後期高齢者医療広域連合の規約の変更について、関係市町と協議をしたいが、この協議については、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を経る必要があるもので、この議案を提出する。

「別 紙」

長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 変更後の長崎県後期高齢者医療広域連合規約別表第 1 の規定は、令和 6 年 1 2 月 2 日以後の市町において行う事務について適用し、令和 6 年 1 2 月 1 日以前の市町において行う事務については、なお従前の例による。

「参 考」

長崎県後期高齢者医療広域連合規約

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、長崎県内の全市町をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、長崎県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、別表第1に定める事務については市町において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる事項について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町が行う事務

に関すること。

(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、長崎市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、27人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、各市町の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

2 各市町において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

(1) 長崎市 4人

(2) 佐世保市 3人

(3) 諫早市 2人

(4) 前3号に掲げる以外の市町 1人

3 各市町の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定を準用する。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該市町の議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が当該市町の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、第8条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長2人及び会計管理者を置く。

2 広域連合長、副広域連合長及び会計管理者は、広域連合議員と兼ねることができない。

(補助職員)

第12条 前条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第13条 広域連合長は、各市町の長のうちから、各市町の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の規定による選挙は、広域連合の事務所において行うこととする。ただし、これにより難しい場合においては、広域連合長が別に定めることができる。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、市町の長のうちから選任する。

5 会計管理者は、広域連合長が前条の職員のうちから任命する。

(広域連合の執行機関の任期)

第14条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、当該市町の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、広域連合の区域内の市町の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 市町の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び長崎県の支出金
- (4) その他

2 前項第1号に規定する市町の負担金の額は、別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、長崎県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第11条及び第13条中、会計管理者に関する規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年3月31日までの間は、広域連合は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

附 則

この規約は、平成22年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定による協議が調った日から施行する。

(経過措置)

- 2 変更後の長崎県後期高齢者医療広域連合規約別表第2備考2の規定は、平成25年度以後の共通経費の高齢者人口割について適用し、平成24年度以前の共通経費の高齢者人口割については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

区 分	市町において行う事務
1 被保険者の資格の管理に関する事務	(1) 申請及び届出の受付 (2) 被保険者証及び資格証明書の引渡し (3) 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 (4) 上記事務に付随する事務
2 医療給付に関する事務	(1) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し (2) 上記事務に付随する事務
3 保険料の賦課に関する事務	(1) 保険料に関する申請の受付 (2) 上記事務に付随する事務

別表第 2（第 17 条関係）

区 分	負担割合
共通経費	均等割 10%
	高齢者人口割 50%
	人口割 40%
医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第 98 条に定める市町の一般会計において負担すべき額
保険料その他の納付金	高齢者医療確保法第 105 条に定める市町が納付すべき額
	市町が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

備考

- 1 人口割については、直近の国勢調査人口による。
- 2 高齢者人口割については、前年度の 9 月末現在の住民基本台帳に基づく満 75 歳以上の人口及び高齢者医療確保法第 50 条第 1 項第 2 号に規定する 65 歳以上 75 歳未満で障害の状態にある旨の認定を受けた者の人口による。

「参 照」

地方自治法

第 2 9 1 条の 3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第 1 項第 6 号若しくは第 9 号に掲げる事項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

第 2 9 1 条の 1 1 第 2 8 4 条第 3 項、第 2 9 1 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第 1 項並びに第 2 9 1 条の 1 3 において準用する第 2 8 9 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第 6 5 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
機械式ごみ収集車	2 台

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

一般廃棄物の収集及び運搬を効果的に行うため、機械式ごみ収集車を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

機械式ごみ収集車の概要

1 構 造

- (1) 車 両 総 重 量 約7,000キログラム
- (2) ホイールベース 約2.52メートル
- (3) 乗 車 定 員 3人
- (4) 最 大 積 載 量 約2,700キログラム

2 主要装備品

- (1) 圧縮装置 一式
- (2) 運搬容器 1

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

第 6 6 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名	称	数	量
イノシシ等侵入防止柵		一	式

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

農業被害及び生活環境被害の軽減を図るため、イノシシ等侵入防止柵を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

イノシシ等侵入防止柵の概要

1	ワイヤーメッシュ柵	24,040枚
2	支柱（異形棒鋼）	6,000本
3	ア　　ン　　カ　　ー	6,000本
4	結　　束　　線	30キログラム

第 6 7 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
高規格救急自動車	2 台

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

救急活動を効果的に行うため、高規格救急自動車を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

高規格救急自動車の概要

1 構 造

- (1) 車 両 総 重 量 約3, 2 0 0キログラム
- (2) ホイールベース 約2. 9 4メートル
- (3) 乗 車 定 員 7人
- (4) 駆 動 方 式 四輪駆動式

2 積載資器材

- (1) 保温・搬送用資器材 一式
- (2) 救 出 用 資 器 材 一式
- (3) そ の 他 資 器 材 一式

第 6 8 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
高度救命処置用資機材等	2 式

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

救急活動を効果的に行うため、高度救命処置用資機材等を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

高度救命処置用資機材等の概要

- | | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 心電計一体型除細動器 | 一式 |
| 2 | 血中酸素飽和度測定器 | 一式 |
| 3 | 自動式心マッサージ器 | 一式 |
| 4 | 電 動 式 吸 引 器 | 一式 |
| 5 | 自 動 式 人 工 呼 吸 器 | 一式 |
| 6 | そ の 他 資 機 材 | 一式 |

第 6 9 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
講座用ノートパソコン	90台

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

公民館講座受講者の利便性の向上を図るため、講座用ノートパソコンを購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

講座用ノートパソコンの概要

- 1 O S Windows 11 Pro
- 2 C P U インテル Core i3 4.4GHz
- 3 メインメモリ 8GB
- 4 ストレージ SSD 256GB

第 7 0 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名	称	数	量
学習者用タッチパネル式ノート型パソコン		4	5 6 台

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

G I G A スクール構想に則する小中学校の I C T 環境を維持するため、学習者用タッチパネル式ノート型パソコンを購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

学習者用タッチパネル式ノート型パソコンの概要

1	O	S	C h r o m e	O S
2	C	P	U	インテル C e l e r o n 1.1 G H z
3	メ	イン	メモ	リ 4 G B
4	e	M	M	C 3 2 G B
5	通	信	機	能 W i - F i

第 7 1 号議案

財産の無償貸付けについて

次のとおり財産を無償で貸し付けるものとする。

1 貸し付ける財産

(1) 土地

所 在	地 番	地 目	面 積
長崎市高島町 字東尾浜	2 7 0 6 番 3 3	宅 地	3, 1 6 9. 4 0 平方メート ル
同	2 7 0 6 番 3 4		

(2) 建物

所 在	構 造	面 積	備 考
長崎市高島町 字東尾浜 2 7 0 6 番地 3 3、 3 4	鉄筋コンクリート造カ ラー鉄板瓦棒ぶき 2 階 建	平方メートル 1, 4 5 1. 3 9	旧老人 福祉施 設
長崎市高島町 字東尾浜 2 7 0 6 番地 3 3	鉄筋コンクリート造平 家建	5 3. 3 0	旧機械 室
同	同	7. 1 6	同

(3) その他 土地及び建物に附属する設備及び工作物

2 貸付けの目的

水産科学に関する教育及び研究に資する事業の用に供するため

3 貸付けの相手方

長崎市文教町 1 番 1 4 号

国立大学法人長崎大学

学長 永 安 武

4 貸付期間

議会の議決を得た日から令和15年3月31日まで

令和6年6月13日提出

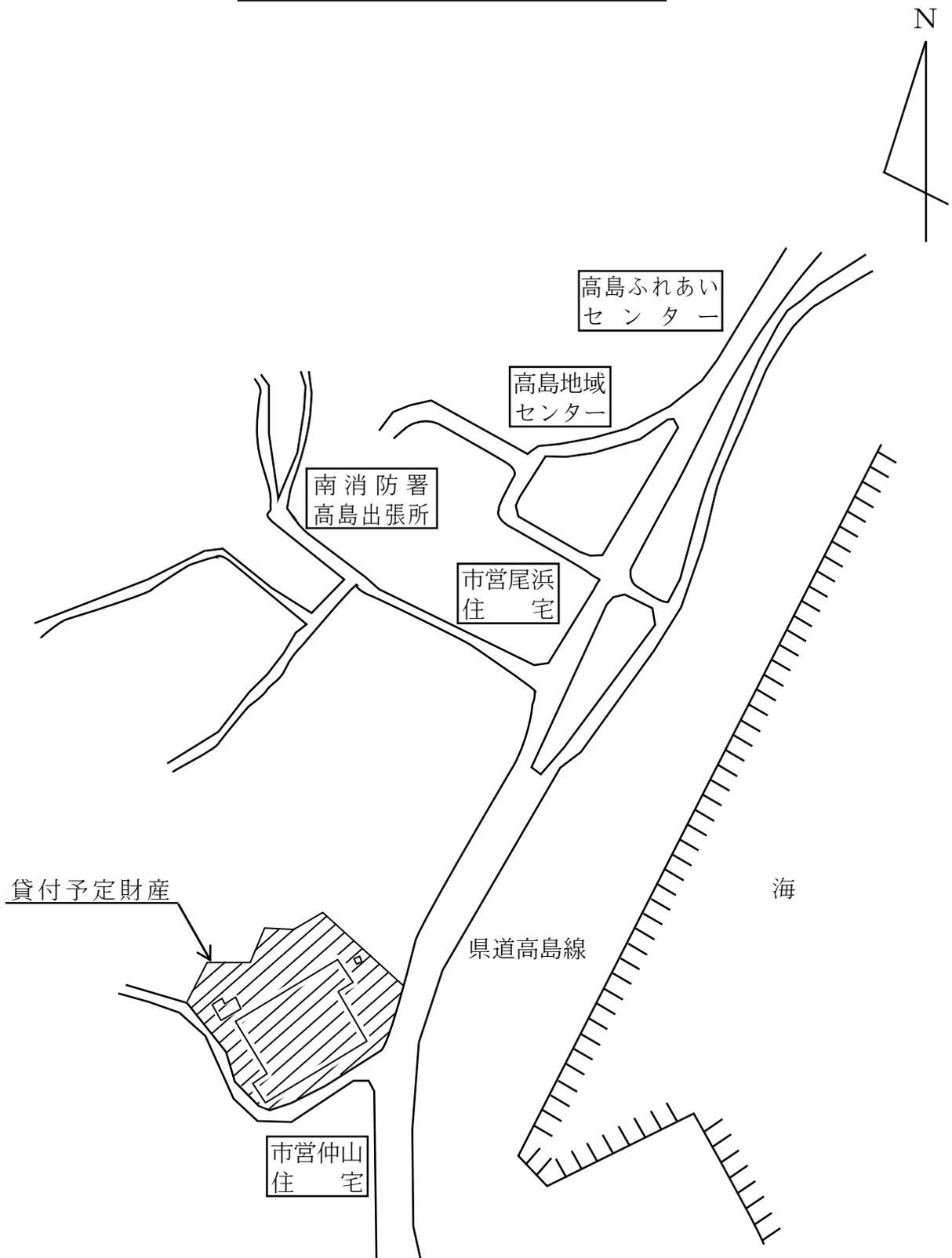
長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

前記のとおり財産を無償で貸し付けたいが、この財産の無償貸付けについては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

貸付予定財産位置図



「参 照」

地方自治法

第96条第1項（抜粋） 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

第 7 2 号議案

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項及び第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定し、及び廃止するものとする。

1 認定路線

路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
	終 点	
三重町三京町 1 号線	長崎市三重町	
	長崎市三京町	

2 廃止路線

路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
	終 点	
三重町 2 2 号線	長崎市三重町	
	長崎市三重町	
東町 4 4 号線	長崎市東町	
	長崎市東町	

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

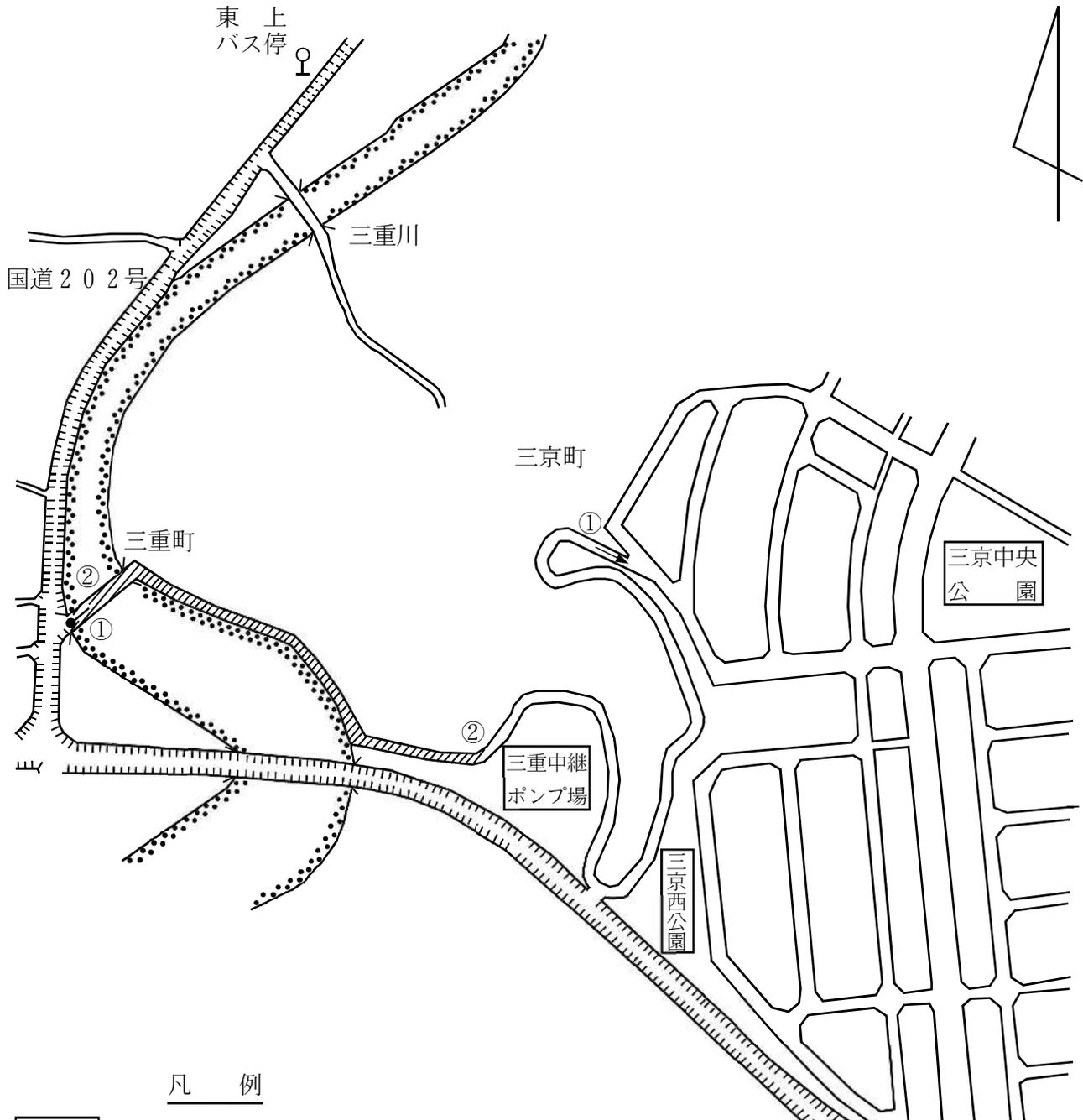
道路の移管等に伴い、前記のとおり市道路線を認定し、及び廃止したいが、この認定及び廃止については、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3

項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

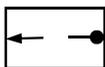
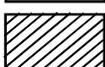
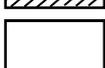
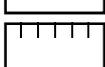
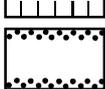
「参 考」

市道路線認定廃止図

(1)
N



凡 例

-  認 定 路 線
-  廃 止 路 線
-  既 認 定 路 線
-  国 道 等
-  河 川 等

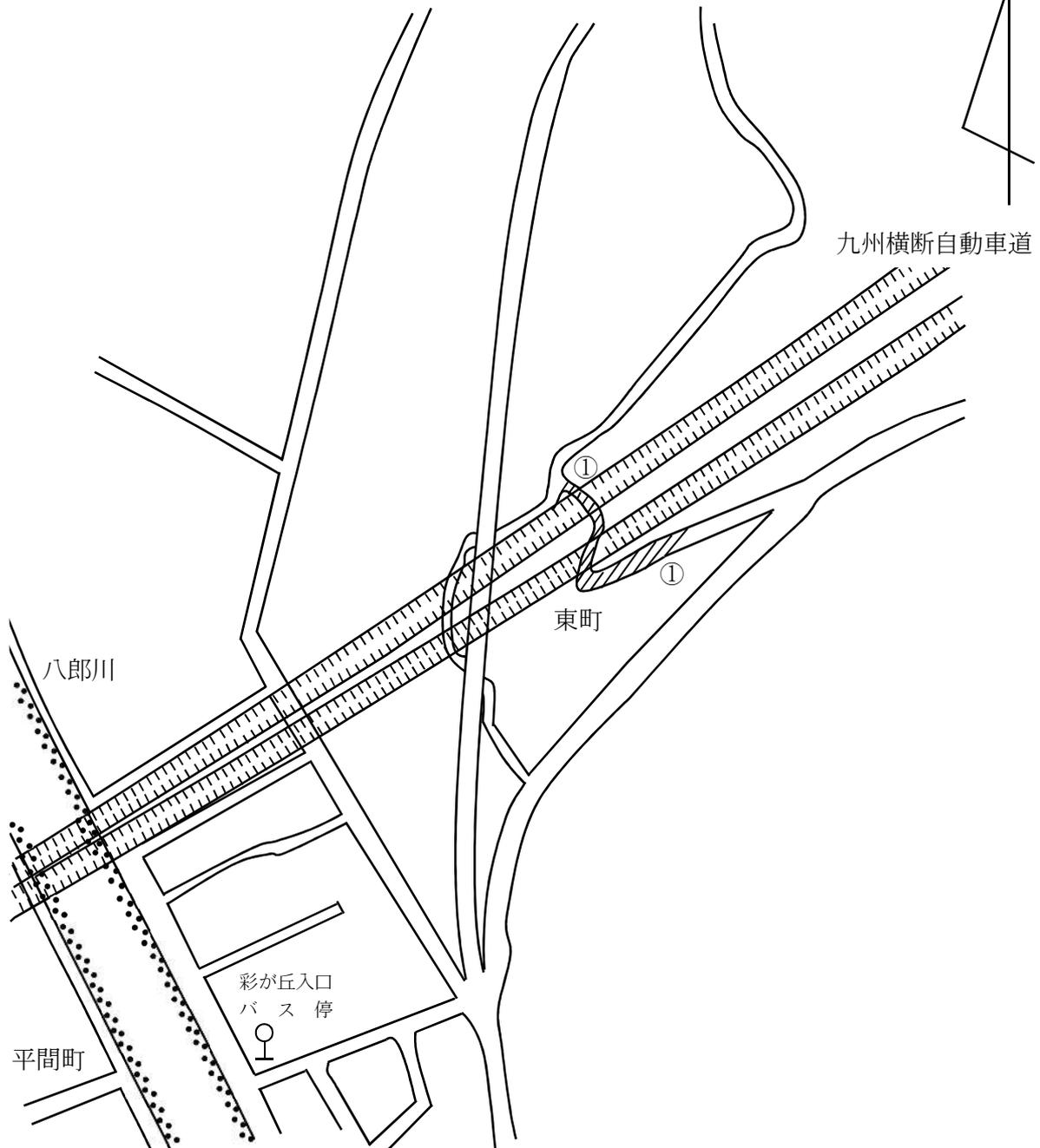
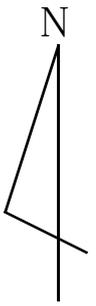
路 線 名 対 照

番 号	路 線 名	備 考
①	三 重 町 三 京 町 1 号 線	認 定
②	三 重 町 2 2 号 線	廃 止

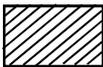
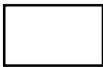
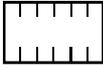
「参 考」

市 道 路 線 廃 止 図

(2)



凡 例

-  廃 止 路 線
-  既 認 定 路 線
-  国 道
-  河 川 等

路 線 名 対 照

番 号	路 線 名	備 考
①	東 町 4 4 号 線	廃 止

「参 照」

道路法

第 8 条第 1 項 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

第 8 条第 2 項 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第 10 条第 1 項 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

第 10 条第 3 項 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

第 7 3 号議案

あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 2 6 0 条第 1 項の規定により町の区域を次のとおり変更する。

あ ら た に 生 じ た 土 地		編入する町
位 置	面 積	
長崎市深堀町 5 丁目 7 1 8 番 1 及び 7 2 1 番地先	平方メートル 5 3 6 . 1 8	深堀町 5 丁目
長崎市深堀町 5 丁目 7 2 1 番地先	3, 3 8 7 . 4 2	

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

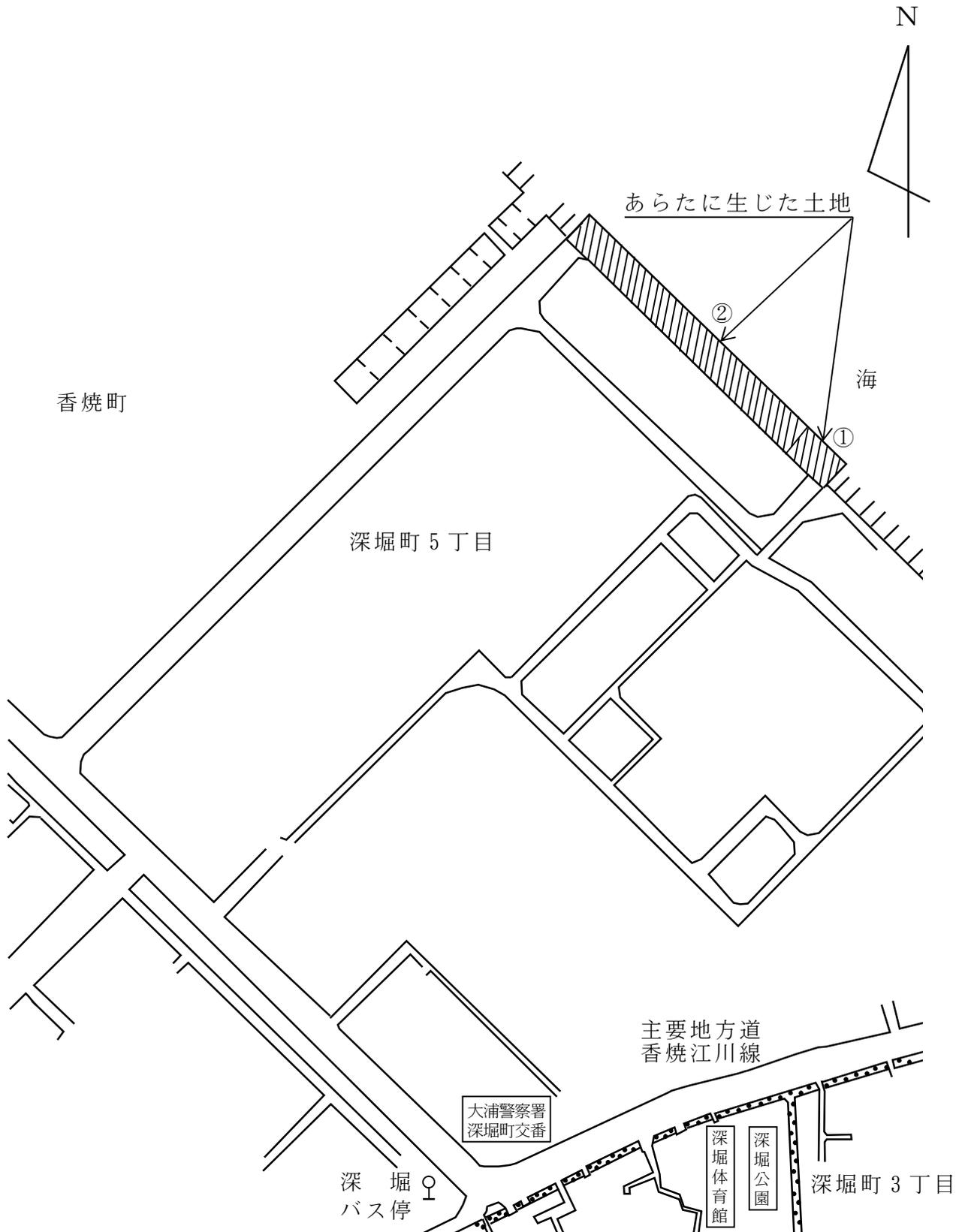
前記の土地は、本市の区域内にあらたに生じた土地として確認する必要があるのと、この確認に伴い町の区域を変更する必要があるため、議会の議決を経たいので、この議案を提出する。

「参 考」

土 地	面 積	設置者	用 途	設 置 年 月 日	土 地 番 号
深堀町5 丁目に編 入する土 地	平方メートル 5 3 6 . 1 8	長崎県	港湾施設 用地	46. 6. 17	①
	3, 3 8 7 . 4 2	国土交 通省九 州地方 整備局			②

「参 考」

位 置 図



「参 照」

地方自治法

第9条の5第1項 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

第260条第1項 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

第 7 4 号議案

工事の請負契約の一部変更について

令和 6 年 3 月 1 5 日に議会の議決を得て締結した西町小学校改築主体工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 1, 8 9 3, 9 6 6, 8 0 0 円

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

西町小学校改築主体工事の請負契約については、労務単価が著しく上昇したため、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和6年3月15日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 西町小学校改築主体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1,865,474,600円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和7年8月6日まで
- 5 相 手 方 森美工務店・長崎土建・長崎大建特定建設工事共同企業
体

代表者 長崎市勝山町26番地9

株式会社森美工務店

代表取締役 安達健蔵

長崎市出島町4番2号

株式会社長崎土建工業所

代表取締役社長 上山信宏

長崎市田中町586番地10

株式会社長崎大建

代表取締役 林田和雄

第 7 5 号議案

(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部変更について

令和 2 年 3 月 1 3 日に議会の議決を得て締結した(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部を次のとおり変更するものとする。

- 3 契約の金額 10,008,913,005 円(金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額)

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業の実施契約については、当該事業における給食の対象校を追加することに伴い、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和2年3月13日議決)

(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業に係る契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 (仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業の実施
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 9,423,204,884円(金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額)
- 4 契約の期間 議会の議決を得た日から令和18年7月31日まで
- 5 相手方 長崎市興善町2番8号
株式会社長崎学校給食サービス
代表取締役 山本徳憲